

全日本刀匠会後継者育成支援事業 木炭・玉鋼の支給条件（審査基準）

（申請）

- ①申請は7月下旬から8月上旬とし、刀匠会時報及び刀匠会ホームページで募集する
- ②申請先は後継者育成担当理事とする

申請者は下記の条件を充たしていなければならない

（指導者）

- ①作刀資格取得（最初の作刀申請書取得）後5年以上経過した者
- ②展覧会で入賞経験がある者
（日刀保現代刀職展努力賞以上、日本刀文化振興協会展覧会銅賞以上、お守り刀展覧会入賞以上のいずれか）
- ③責任を持って5年以上継続して指導できる者

（後継者）

- ①修業期間が半年以上5年以下の者
- ②週4日以上従事している者
- ③35歳までに修業を開始した者

（支援内容）

- ①松炭（12kg入り）を、一人当たり年間25俵を限度として支給
- ②玉鋼2級A品5kgと2級B品20kgを限度として支給
- ③支給は最大5回
- ④支給は9月上旬から開始
- ⑤募集人員は最大6名

（義務）

支給された木炭及び玉鋼の品質について報告書を提出